

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例(案)に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果

【パブリックコメント手続きの実施概要】

募集期間：令和5年1月4日(水)から1月31日(火)まで

周知方法：佐渡市議会ホームページ、佐渡市議会フェイスブック

公表場所：佐渡市議会事務局(佐和田行政サービスセンター内2階)、市役所総合案内(本庁舎1階)、各支所、行政サービスセンター
佐渡市議会ホームページ

意見の提出方法：応募専用フォーム、意見提出用紙に住所、氏名(団体名)、連絡先、意見等を記入のうえ、郵送、ファックスまたは直接持参により提出

【意見と意見に対する議会の考え方】

ご意見	議会の考え方
<p>第6章罰則について、軽いもので5万円以下の過料から重い処罰で2年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処すとありますが、それ以上の罰則を処すようにご検討いただきたい。</p> <p>その理由は、昨今の世情を鑑みると、いろいろな場所でデジタル化が進化すると同時に犯罪もデジタルを駆使した強盗・凶悪な殺人にまで発展するような時代となっています。</p> <p>単なる利便性から、至る所でデジタル化が利用されておりますが、果たして一般の市民がどれだけ便利さの裏にある危険性を理解している人がいるでしょうか。</p> <p>そして、本来ならば信頼される公的機関の人間でさえ、簡単に犯罪に手を染めてしまっています。その背景には過去30年くらい経済が低迷し、正規職員の雇用を非正規職員・派遣労働者等で業務を賄う体制にあると思われま。情報を提供しても第6章にあるような軽い罰で済むのなら、目先の大金</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この罰則内容は、改正後の個人情報保護法と同様のものとなっています。</p> <p>原則として、条例は法律より強い規制等を行うことはできません。地方自治法第14条3項でも自治体が条例で定めることのできる罰則を定めており、今回の罰則は条例で制定できる最も重い内容になっています。</p> <p>サーバーについては、佐渡市議会が保有する個人情報を海外サーバーに保管することは想定していません。</p> <p>デジタル社会の昨今、海外に提供する際の個人情報データの取り扱いについては、一層厳重に行ってまいります。</p>

に目がくらまないとはいえません。そのようなケースは過去にも今現在も行われています。

よって、厳罰を科すことで犯罪の抑止力になるのではと考えます。

もう一点申し上げたいのは、保管するサーバーの拠点です。

海外にある場合、日本の法律が適用されないのではないのでしょうか。現に簡単に利用できるアプリなどは海外サーバーに保管されている為に情報は簡単に流出してしまっています。最近の犯罪は国境を越えて簡単にデータを吸い取られてしまう現状を理解の上デジタルデータの取り扱いを厳重にしていきたいです。

被害になるのは高齢者や弱者です。そのような方々や我々を守るためにも条例をより良いものにしていただきたいと思います。

佐渡市の発展を切に願って意見させていただきます。